

# 資源物持ち去り行為禁止

平成27年 10月1日 より

市が指定した

ごみの集積場所からの

資源物持ち去り行為を禁止します



持ち去り禁止の命令に違反した場合には  
20万円以下の罰金を科せられます

持ち去りを見つけた場合は、市に連絡してください

【連絡先】門真市環境政策課 06-6902-6490

(日時・場所・資源物の種類・車両ナンバーや行為者の特徴などをお知らせください)